

第10回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等の決定に関する方針

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

第10期（2018年8月1日～2019年7月31日）

ラクスル株式会社

上記事項は、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

アドレス：<https://corp.raksul.com/>

1. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2014年11月21日	2015年5月22日
新 株 予 約 権 の 数		5,834個	790個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 583,400株 (新株予約権 1 個につき 100株)	普通株式 79,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)	新株予約権 1 個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)
権 利 行 使 期 間		2016年11月22日から 2024年11月21日まで	2017年5月23日から 2025年5月22日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,070個 目的となる株式数 307,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 450個 目的となる株式数 45,000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
摘 要	上記のうち、取締役 1 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。		—

		第 7 回 新 株 予 約 権	第 6 - 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年5月22日	2015年8月11日
新 株 予 約 権 の 数		4,800個	560個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 480,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)	普通株式 56,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権 1 個当たり280円とする。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)	新株予約権 1 個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)
権 利 行 使 期 間		2015年5月26日から 2025年5月25日まで	2017年8月12日から 2025年8月11日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 4
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,050個 目的となる株式数 305,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
摘 要	—	上記のうち、取締役 1 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	

		第 6 - 3 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年10月13日	2016年10月27日
新 株 予 約 権 の 数		2,120個	2,730個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 212,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)	普通株式 273,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)	新株予約権 1 個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)
権 利 行 使 期 間		2017年10月14日から 2025年10月13日まで	2018年10月28日から 2026年10月27日まで
行 使 の 条 件		(注) 5	(注) 6
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 900個 目的となる株式数 90,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 2,050個 目的となる株式数 205,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
摘 要		上記のうち、取締役 3 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	上記のうち、取締役 2 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

		第 9 - 5 回 新 株 予 約 権	第 1 0 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年5月17日	2017年6月15日
新 株 予 約 権 の 数		1,520個	600個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 152,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)	新株予約権1個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)
権 利 行 使 期 間		2019年5月18日から 2027年5月17日まで	2019年7月1日から 2027年6月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 7	(注) 8
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,520個 目的となる株式数 152,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
摘 要	—	上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	

		第 1 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年10月27日
新 株 予 約 権 の 数		960個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 96,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 34,000円 (1 株当たり 340円)
権 利 行 使 期 間		2019年10月28日から 2027年10月27日まで
行 使 の 条 件		(注) 9
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 330個 目的となる株式数 33,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
摘 要	-	

(注) 1. 第4回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
 - ③ 上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

2. 第6回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
 - ③ 上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

3. 第7回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 第6-2回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

5. 第6－3回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

6. 第9回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

7. 第9-5回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

8. 第10回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

9. 第11回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 - (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
 - (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
 - (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
10. 2018年2月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2014年11月11日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております（2015年5月12日及び2017年11月16日改訂決議）。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンス規程を定める。
- (2) 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役及び役職員の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
- (3) 取締役会の事務局を設置し、①必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、②取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役及び監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
- (4) 取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報管理規程に従い、適切に記録、保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (2) 内部監査担当者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

4. 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図るため、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理を担当する部署は、同規程に基づいて関係会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。
- (2) 内部監査担当者は、必要に応じ当社の関係会社の管理状況及び子会社等の業務活動について、内部監査を実施する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。

- (2) 取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、月1回定例の取締役会の他、随時に経営会議を開催し、基本方針・戦略を決定する。
6. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
- (2) 内部監査担当者は、監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
- (2) 補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課等については監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。
8. 監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は取締役会その他重要な会議に出席する。
- (2) 監査役は代表取締役と定期的な会合を通じ監査上の重要な事実等について意見交換を行う。
- (3) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (4) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (5) 監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。
- (6) 監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
- (7) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (8) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。
9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き等の処理については、監査役会の請求等に従い円滑に行う。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
- (2) 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は14回開催され、取締役及び監査役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役2名を含めた取締役7名で構成されておりますが、事前に資料を共有し、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

②コンプライアンス及びリスク管理

当社は、自己規律に基づく経営の健全性を確保することを目的として「コンプライアンス規程」等の社内規程を定め、個人情報保護、情報セキュリティ、インサイダー取引、その他の法令遵守をテーマとした研修・情報発信を定期的実施し、その周知徹底を図っております。

また、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定め、社内取締役及び各部門長で構成する経営会議において定期的にリスクの収集、評価、対処状況の監督を行い、取締役会に報告しております。

加えて、リスク事項又はコンプライアンス上問題のある行為を早期に発見することを目的として、「内部通報規程」を定めて運用しております。組織及び事業の拡大に応じて、内部通報制度の実効性を向上させるため、2018年8月1日から新たに従来の内部窓口のほか外部窓口も設置しております。

③内部監査の実施

当社は、代表取締役の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。当社は、第10期までは、現在の組織規模を勘案し、独立した内部監査部門を設置しておらず、経営管理部及び印刷事業部に所属する3名の内部監査担当者が所属部署以外の内部監査を担当する、いわゆる相互監査を実施しておりましたが、第11期からは代表取締役直下に内部監査部門を設けております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報共有することで連携を図っております。

④監査役の監査

監査役は監査役会で定めた監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との面談及び従業員への質問等により、取締役の業務執行についての監査を実施しました。当事業年度において監査役会は13回開催され、監査役相互に実施した監査の状況について情報共有したほか、内部監査担当者及び会計監査人との連携により監査の効率性と実効性の向上に努めております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

株主資本等変動計算書

(2018年 8 月 1 日から
2019年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計	
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金			評価 ・換算 差額等 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	1,926,045	4,733,383	4,733,383	15,459	15,459	-	6,674,887	-	-	910	6,675,797
当期変動額											
新 株 の 発 行	32,380	32,380	32,380				64,760				64,760
当 期 純 利 益				69,598	69,598		69,598				69,598
自 己 株 式 の 取 得						△101	△101				△101
株 主 資 本 以 外 の 事 業 の 目 的 事 業 中 の 年 度 中 変 動 額 (純 額)	28	28	28				56	△284	△284	△56	△284
当期変動額 合計	32,408	32,408	32,408	69,598	69,598	△101	134,313	△284	△284	△56	133,973
当期末残高	1,958,453	4,765,791	4,765,791	85,057	85,057	△101	6,809,201	△284	△284	854	6,809,770

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

i 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法であります。

ii その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法であります。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法であります。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法であります。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6年～18年

工具、器具及び備品 2年～15年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	27,805,200株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数	
普通株式	32株
(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	1,436,600株

4. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	14,516千円
投資有価証券評価損	3,062千円
関係会社株式評価損	33,217千円
資産除去債務	31,763千円
未払事業税	12,584千円
税務上の繰越欠損金	1,417,846千円
その他	7,884千円
繰延税金資産小計	1,520,873千円
評価性引当額	△1,419,428千円
繰延税金資産合計	101,445千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	171千円
資産除去債務	27,129千円
繰延税金負債合計	27,301千円
繰延税金資産の純額	74,144千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.0%
住民税均等割	6.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
評価性引当額の増減	△34.0%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.4%

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び与信管理規程に従い、経営管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は変動金利による借入金については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。外貨建債権債務に係る為替変動リスクは通貨別に区分し、定期的に把握し、管理しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は利益計画に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。（（注）2.参照）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,904,840	5,904,840	—
(2) 受取手形	81,863	81,863	—
(3) 電子記録債権	1,753	1,753	—
(4) 売掛金	1,826,619	1,826,619	—
(5) 差入保証金	235,071	235,476	404
(6) 投資有価証券	25,040	25,040	—
資産計	8,075,189	8,075,594	404
(1) 買掛金	1,458,493	1,458,493	—
(2) 未払金	332,068	332,068	—
(3) 短期借入金	180,000	180,000	—
(4) 一年内返済予定の長期借入金	91,430	91,330	△99
(5) リース債務	41,402	41,409	7
負債計	2,103,394	2,103,301	△92

(注) 上記には差入保証金のうち返還されないものの未償却残高は含まれておりません。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)電子記録債権、(4)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5)差入保証金

時価は一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6)投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

- (1)買掛金、(2)未払金、(3)短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4)一年内返済予定の長期借入金、(5)リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	65,520
投資事業有限責任組合出資金	37,792

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3.金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,904,840	—	—	—
受取手形	81,863	—	—	—
電子記録債権	1,753	—	—	—
売掛金	1,826,619	—	—	—
差入保証金	61,521	—	57,624	116,284
合計	7,876,599	—	57,624	116,284

4.長期借入金及びリース債務の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
一年内返済予定の長期借入金	91,430	—	—	—	—
リース債務	41,402	—	—	—	—
合計	132,832	—	—	—	—

6. 持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	永見世央	(被所有) 直接 0.4%	当社取締役	新株予約権 の権利行使 (注)	11,894	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

新株予約権の権利行使は、2014年10月24日開催の臨時株主総会決議及び2014年11月21日取締役会決議に基づき付与された第4回有償新株予約権、2015年5月22日開催の臨時株主総会決議及び2015年5月12日取締役会決議に基づき付与された第7回有償新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 244円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円51銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(資金の借入)

当社は2019年9月12日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議いたしました。契約の概要は以下のとおりであります。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 資金使途 | 運転資金 |
| (2) 借入先 | 株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社商工組合中央金庫、日本生命保険相互会社 |
| (3) 借入金額 | 総額5,000,000千円 |
| (4) 借入利率 | 年利 0.6～0.7% |
| (5) 返済方法 | 一定期間据置後に、元金均等返済 |
| (6) 借入実行日 | 2019年9月中(予定) |
| (7) 借入期間 | 借入実行日より5～7年間 |
| (8) 担保の有無 | 無担保、無保証 |